

長崎県産業廃棄物等に係る行政処分に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県知事が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づく行政処分を公平かつ公正に行うことを目的として定める。

(定義)

第2条 この要領において「行政処分」とは、次の各号に定める処分をいう。

- (1) 法第14条の3の2及び法第14条の6の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し（以下「処理業許可取消」という。）
 - (2) 法第9条の2の2及び法第15条の3の規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し（以下「施設設置許可取消」という。）
 - (3) 法第14条の3及び法第14条の6の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の事業の全部若しくは一部の停止（以下「処理業停止」という。）
 - (4) 法第9条の2及び法第15条の2の7の規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る改善命令及び使用停止（以下「施設使用停止」という。）
 - (5) 法第19条の5（法第17条の2第3項及び法第19条の10第2項の規定により準用する場合を含む。）、法第19条の6及び法第19条の11の規定による措置命令
 - (6) 法第19条の3（法第17条の2第3項及び法第19条の10第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による改善命令
- 2 この要領において「許可」とは、次の各号に定める許可をいい、「許可業者」とは、長崎県知事の許可を取得している者をいう。
- (1) 法第14条第1項及び法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (2) 法第14条第6項及び法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物処分業の許可
 - (3) 法第14条の4第1項及び法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (4) 法第14条の4第6項及び法第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可
 - (5) 法第8条第1項及び法第9条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の許可
 - (6) 法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項に規定する産業廃棄物処理施設の許可
- 3 この要領において「違反行為」とは、法若しくは法に基づく行政処分に違反する行為で行政処分を行う対象となる別表「行政処分の基準」の第1欄に掲げるものをいい、「違反業者」とは、違反行為を行った許可業者をいう。

(行政処分に係る許可の種類及び範囲)

第3条 行政処分に係る許可の種類及び範囲は、違反業者が長崎県知事の許可を取得しているすべての種類の業及び施設であり、その許可範囲の全部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、その範囲を限定することができる。

(行政処分の決定の基準)

第4条 行政処分の基準は、別表「行政処分の基準」の第1欄に掲げる違反行為に応じて、処理業許可に対しては第4欄に、処理施設許可に対しては第5欄に掲げる内容を上限とする。

なお、第2条第1号から第4号に掲げる許可業者が設置する処理施設に係る違反行為については、当該違反行為に応じた第5欄に掲げる内容を上限として、処理業許可に対する行政処分を行うことができるものとする。

(行政処分の加重)

第5条 違反行為に関連する内容が次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分を加重することができる。

- (1) 違反行為の結果、生活環境保全上の重大な支障が生じていると認められるとき。
- (2) 違反行為が長期にわたり継続したとき又は違反行為に関係した廃棄物が極めて大量であったとき。
- (3) 違反行為が繰り返し行われたとき。

2 違反行為が複数ある場合には、原則として最も重い処分を適用する。ただし、違反行為の内容が前項各号に該当し、かつ、処理業停止又は施設使用停止（以下「停止処分」という。）を行おうとする場合は、それぞれの違反行為に対する処分内容（停止日数）を加算することができる。

3 過去に停止処分を受け、当該行政処分が終了する日の翌日から起算して5年以内に再び停止処分に該当する違反行為を行ったときは、前回の停止日数を加算することができる。

4 第1項から前項の規定により行政処分の加重又は加算を行った結果、算定された停止日数が90日を超えるものについては、処理業許可取消又は施設設置許可取消（以下「許可取消処分」という。）を行うことができる。

(行政処分の軽減)

第6条 違反の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分の内容を軽減することができる。

ただし、現に生活環境の保全上支障が生じている場合又は過去に行政処分を受け、当該処分が終了する日の翌日から起算して5年を経過しない者による違反が行われた場合を除く。

- (1) 違反行為の内容が軽微であり、再犯のおそれがないとき
 - (2) 違反業者等による原状回復が行われる等、情状酌量の余地があると認められるとき
 - (3) その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき
- 2 前項の規定により処分の軽減を行うときは、次の各号によるものとする。
- (1) 処理業許可取消処分又は施設設置許可取消処分相当の違反行為について処分の軽減を行うときは、取消処分に代えて、90 日間の処理業又は施設使用停止処分を行うことができる。
 - (2) 処理業又は施設使用停止処分相当の違反行為について処分の軽減を行うときは、別表第 4 欄又は第 5 欄に掲げる停止日数の 2 分の 1（10 日を下回る場合は 10 日）を下限として停止日数の軽減を行うことができる。

(行政処分の決定)

第 7 条 違反行為を確認したときは、第 3 条から前条の規定に基づき行政処分を決定する。

(事情聴取)

第 8 条 違反行為を探知したときは、必要に応じて違反業者等関係者に対する事情聴取を行うものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第 9 条 行政処分を行うときは、行政手続法の規定に基づき違反業者に対して聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項各号の規定に該当する場合、同法及び行政処分の指針に基づきこれらの手続きを省略することができる。

(環境省との協議)

第 10 条 行政処分を行うにあたって環境省と協議する必要があるときは、その妥当性等について協議することができる。

(関係都道府県との協議)

第 11 条 行政処分を行おうとする違反業者が他の都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）で定める市を含む。以下同じ。）の許可を受けているときは、必要に応じて当該都道府県と行政処分の内容及び時期について調整する。

(公表)

第 12 条 行政処分を行ったときは、速やかにこれを公表する。

なお、公表は、報道機関への情報提供並びに長崎県資源循環推進課ホームページへの掲載により行うものとする。

(関係都道府県への連絡、環境省への報告)

第 13 条 行政処分を行ったときは、被処分者が許可を有する他の都道府県に連絡するとともに、許可取消処分の行政処分を行ったときは、環境省に報告する。

(許可証の返納)

第 14 条 行政処分を決定したときは、被処分者から当該行政処分に係る許可証を返納(停止処分にあつては停止期間中の一時返納)させる。

(履行状況の確認)

第 15 条 行政処分を行ったときは、被処分者の事業所等へ定期的な立入検査を行い、行政処分の履行状況について確認する。ただし、長崎県知事の管轄する区域を越えて事業所への立ち入りを行う必要があるときは、当該区域を管轄する行政庁と協議する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に行われた違反行為のうち、施行の日(平成 15 年 4 月 1 日)現在において継続しているものについても適用する。

(長崎県産業廃棄物に係る行政処分取扱内規の廃止)

3 この要領の施行に伴い、長崎県産業廃棄物に係る行政処分取扱内規は廃止する。

附 則 (平成 15 年 12 月 1 日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 8 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 29 年 8 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に行われた違反行為のうち、施行の日（平成 29 年 8 月 30 日）現在において行政処分を決定していないものについても適用する。

附 則 （平成 31 年 3 月 25 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に行われた違反行為のうち、施行の日（平成 31 年 3 月 25 日）現在において行政処分を決定していないものについても適用する。

附 則 （令和 2 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

違反行為の内容	法の条項	罰条	処分基準	
			処理業	処理施設
無許可営業	第7条 第1項 第7条 第6項 第14条 第1項 第14条 第6項 第14条の4 第1項 第14条の4 第6項	第25条第1項第1号	処理業許可取消	施設設置許可取消
不正手段による 営業許可取得	第7条 第1項 第7条 第6項 第14条 第1項 第14条 第6項 第14条の4 第1項 第14条の4 第6項 第7条 第2項 第7条 第7項 第14条 第2項 第14条 第7項 第14条の4 第2項 第14条の4 第7項	第25条第1項第2号		
無許可事業範囲変更	第7条の2 第1項 第14条の2 第1項 第14条の5 第1項	第25条第1項第3号		
不正手段による事業範囲 変更許可取得	第7条の2 第1項 第14条の2 第1項 第14条の5 第1項	第25条第1項第4号		
事業停止命令違反	第7条の3 第14条の3 第14条の6	第25条第1項第5号		
措置命令違反	第19条の4 第1項 第19条の4の2 第1項 第19条の5 第1項 第17条の2 第3項 第19条の6 第1項			
委託基準違反 (許可のない者への委託)	第6条の2 第6項 第12条 第5項 第12条の2 第5項	第25条第1項第6号		
名義貸禁止違反	第7条の5 第14条の3の3 第14条の7	第25条第1項第7号		
処理施設無許可設置	第8条 第1項 第15条 第1項	第25条第1項第8号		
不正手段による 施設設置許可取得	第8条 第1項 第15条 第1項	第25条第1項第9号		
処理施設無許可変更	第9条 第1項 第15条の2の6 第1項	第25条第1項第10号		
不正手段による 施設変更許可取得	第9条 第1項 第15条の2の6 第1項	第25条第1項第11号		
廃棄物の無確認輸出	第10条 第1項 第15条の4の7 第1項	第25条第1項第12号		
受託禁止違反 (許可のない者が処理を受託)	第14条 第15項 第14条の4 第15項	第25条第1項第13号		
投棄禁止違反	第16条	第25条第1項第14号		
焼却禁止違反	第16条の2	第25条第1項第15号		
指定有害廃棄物 保管・処分違反	第16条の3	第25条第1項第16号		
廃棄物の無確認輸出 ・投棄禁止違反 ・焼却禁止違反の未遂	第10条 第1項 第15条の4の7 第1項 第16条 第16条の2	第25条第2項		

別表 行政処分の基準

(その2)

違反行為の内容	法の条項	罰条	処分基準	
			処理業	処理施設
委託基準違反 (委託基準に適合しない処理)	第6条の2 第7項 第12条 第6項 第12条の2 第6項	第26条第1号	処理業許可取消	施設設置許可取消
再委託基準違反	第7条 第14項 第14条 第16項 第14条の4 第16項			
施設改善命令 ・使用停止命令違反	第9条の2 第15条の2の7	第26条第2号		
改善命令・措置命令違反	第19条の3 第3項 第17条の2 第1項 第19条の10 第2項 第19条の10 第2項			
施設譲受・借受違反	第9条の5 第1項 第15条の4	第26条第3号		
国外廃棄物の輸入禁止違反	第15条の4の5 第1項	第26条第4号		
輸入許可条件違反	第15条の4の5 第4項	第26条第5号		
投棄禁止 ・焼却禁止違反目的収集運搬	第16条 第16条の2	第26条第6号		
廃棄物の無確認 輸出目的の収集運搬	第25条 第1項第12号	第27条		
取消要件該当	第7条の4 第14条の3の2 第14条の6 第9条の2の2 第15条の3	—		
土地形質変更命令違反	第15条の19 第4項 第19条の11 第1項	第28条第2号	処理業停止90日	—
虚偽記載管理票交付	第12条の4 第1項	第27条の2第6号		
管理票勧告措置命令違反	第12条の6 第3項	第27条の2第11号		
処理基準違反	第14条 第12項 第14条の4 第12項 第14条の4 第17項	—	処理業停止60日	
欠格要件該当届出義務違反 ・虚偽届出	第7条の2 第4項 第14条の2 第3項 第14条の5 第3項 第9条 第6項 第15条の2の6 第3項	第29条第1号	処理業停止30日	施設使用停止30日
事業場外保管届出義務違反	第12条 第3項 第12条の2 第3項			
施設使用前検査 受検義務違反	第8条の2 第5項 第9条 第2項 第15条の2 第5項 第15条の2の6 第2項	第29条第2号	—	施設使用停止60日
管理票交付・記載義務違反 ・虚偽記載	第12条の3 第1項 第15条の4の7 第2項	第27条の2第1号	処理業停止30日	—
管理票写し送付 ・記載義務違反・虚偽記載	第12条の3 第3項前段	第27条の2第2号		
管理票回付義務違反	第12条の3 第3項後段	第27条の2第3号		
管理票写し送付 ・記載義務違反・虚偽記載	第12条の3 第4項 第12条の3 第5項 第12条の5 第6項	第27条の2第4号		
管理票又はその写しの 保存義務違反	第12条の3 第2項 第12条の3 第6項 第12条の3 第9項 第12条の3 第10項	第27条の2第5号		
引受禁止違反	第12条の4 第2項	第27条の2第7号		
虚偽記載管理票写し送付 ・虚偽報告	第12条の4 第3項 第12条の4 第4項	第27条の2第8号		

別表 行政処分の基準

(その3)

違反行為の内容	法の条項	罰条	処分基準	
			処理業	処理施設
電子管理票虚偽登録	第12条の5 第1項 第12条の5 第2項 第15条の4の7 第2項	第27条の2第9号	処理業停止30日	-
電子管理票報告義務違反 ・虚偽報告	第12条の5 第3項 第12条の5 第4項	第27条の2第10号		
処理困難通知義務違反 ・虚偽通知	第14条 第13項 第14条の2 第4項 第14条の3の2 第3項 第14条の4 第13項 第14条の5 第4項 第14条の6	第29条第4号		
処理困難通知保存義務違反	第14条 第14項 第14条の2 第5項 第14条の3の2 第4項 第14条の4 第14項 第14条の5 第5項 第14条の6	第29条第5号		
土地形質変更届出義務違反	第15条の19 第1項	第29条第6号		
事故時応急措置命令違反	第21条の2 第2項	第29条第7号	応急措置に必要な 期間停止	応急措置に必要な 期間停止
帳簿備え付け・記載 ・保存義務違反・虚偽記載	第7条 第15項 第7条 第16項 第12条 第13項 第12条の2 第14項 第14条 第17項 第14条の4 第18項	第30条第1号	処理業停止30日	施設使用停止30日
処理業廃止・変更届出義務違反 ・虚偽届出	第7条の2 第3項 第14条の2 第3項 第14条の5 第3項	第30条第2号	処理業停止30日	-
施設廃止 ・変更届出義務違反	第9条 第3項 第15条の2の6 第3項	第30条第2号	-	施設使用停止30日
最終処分場 埋立終了届出義務違反	第9条 第4項 第15条の2の6 第3項			
施設相続届出義務違反	第9条の7 第2項 第15条の4			
定期検査拒否・妨害・忌避	第8条の2の2 第1項 第15条の2の2 第1項	第30条第3号		
施設維持管理記録・備付け義務違反・虚偽記録	第8条の4 第9条の10 第8項 第15条の2の4 第3項 第15条の4の4	第30条第4号		
産業廃棄物管理責任者 設置義務違反	第12条 第8項 第12条の2 第8項	第30条第5号	-	-
技術管理者設置義務違反	第21条 第1項	第30条第9号		
有害使用済機器保管等届出 義務違反・虚偽届出	第17条の2 第1項	第30条第6号		
報告義務違反・虚偽報告	第18条 第1項 第18条 第2項	第30条第7号		
立入検査拒否・妨害・忌避	第19条 第1項 第19条 第2項	第30条第8号		
施設・申請者能力 基準不適合	第7条の3 第2号 第14条の3 第2号 第14条の6	-	改善に必要な期間の 停止又は改善不可能 な場合は許可取消	-
構造基準・維持管理基準 ・設置者能力基準不適合	第9条の2 第1号 第9条の2 第2号 第15条の2の7 第1号 第15条の2の7 第2号	-	-	改善に必要な期間の 停止又は改善不可能な 場合は施設設置許可取消

別表 行政処分の基準

(その4)

違反行為の内容	法の条項	罰条	処分基準		
			処理業	処理施設	
許可条件違反 (処理業)	第14条 第14条の3 第14条の4 第14条の6	第11項 第3号 第11項	—	処理業停止30日	—
許可条件違反 (施設設置)	第8条の2 第9条の2 第15条の2 第15条の2の7	第4項 第1項第4号 第4項 第4号	—	—	施設使用停止30日
違反行為の要求・依頼 ・教唆・幫助	第14条の3 第14条の6 第9条の2 第15条の2の7	第1号 第1項第3号 第3号	—	その違反行為に係 る処分基準に準拠	その違反行為に係 る処分基準に準拠
最終処分場 廃止確認義務違反	第9条 第15条の2の6	第5項 第3項	—	—	施設使用停止30日
その他違反	—	—	—	処理業停止10日	施設使用停止10日